

日常生活について（2026）

生徒指導部

3年間の高校生活は、将来社会人として働くための人格形成の場でもあります。次のルールを守って生活し、集団の一員としての責任を果たしてください。

1 安易に欠席・遅刻をしない

ホームルームや授業への遅刻は、活動の流れを中断させる迷惑行為です。5分前行動を徹底してください。

本校では大学などへの「推薦基準」として欠席・遅刻の回数の基準を設けています。基準を超えると推薦ができなくなります。安易な欠席・遅刻をなくしましょう。

- (1) 欠席、遅刻の場合などの学校への安心メール又は電話での連絡は、**朝7：30から8：15までに保護者等の方から**お願いします。
- (2) 遅刻した場合は職員室前で「入室許可証」に必要事項を記入し、職員室内で学年の先生に入室許可の印鑑をもらい、教室に入る際に「入室許可証」を教科担任に渡します。
- (3) 早退は担任の許可と保護者等への連絡が必要です。急な体調不良の場合は養護教諭の判断も必要です。
- (4) 登校後の外出は禁止です。どうしても必要な場合は担任の許可が必要です。

2 頭髪を整える

- (1) 染髪、脱色（塩素焼け、ドライヤーや紫外線による変色を含む）、パーマ、コテなどによるカールやウェーブ、付け毛やかつらの着用は認めていません。**入学時に確認した色より変化した場合、改善対象となります。**
- (2) 服装・頭髪の乱れは生活の乱れを招きやすく、だらしない印象が西陵高校の評価を失墜させることにもつながり、他の生徒に大きな迷惑がかかります。制服のある高校でのファッションは自由ではありません。
- (3) 男子の長髪や奇抜な髪型（極端な刈り上げ等）、髭（ひげ）も指導対象です。**男子の頭髪の基準は『前髪が目にかからない／横髪が耳を隠さない／後ろ髪がブレザーの襟の下のラインにかからない』**です。
- (4) 地毛がもともと明るめの生徒については、保護者等との確認の後、その色よりも明るくならないように注意してもらいます。中学時代に染色した場合は地毛を確認できませんので、入学時の黒染めした状態の色を記録し、基準としています。

3 服装、身なりを整える

- (1) **改造制服（ミニスカートなど）は制服とは認めません**ので、学校で預かることとなります。本校は折り曲げ防止機能付きのスカートを採用しており、改造した場合は自己負担での修復となります。
- (2) スカートのウエスト部分を折って巻き上げることは認めません。指導記録を残しますので、進路活動にも影響します。スカートにベルトを着用することも認めていません。着用した場合は学校で預かります。
- (3) リボン、ネクタイを忘れた場合は、職員室で貸し出しています。朝のうちに借りに来てください。
- (4) 上靴への落書き、靴ひもの着色などは禁止です。
- (5) **化粧は禁止です**。発見した場合、化粧を落としてから授業に参加してもらいます。学校で落とせない場合は帰宅して改善してから再登校してもらいます。色付きのリップクリームも禁止です。
- (6) **カラーコンタクト、ピアス、指輪、ブレスレット、ネックレス、チェーンなどのアクセサリ類も禁止**です。持ち込んだ場合、学校で預かります。
- (7) **靴下は、無地とし華美なもの避けること（男女共通）、色は無地の白・黒・紺・グレー系となります。**
※ルーズソックス、及び、周回模様等入り→不可、ワンポイント→可。冬季など、タイツの上に履く靴下の色は、黒、紺、グレーとなります。だらしない履き方をしない。

4 持ち物・貴重品管理

- (1) 貴重品や高価なものは極力学校に持ち込まないでください。
- (2) 残念ながら物品の紛失が校内で発生しています。財布などの貴重品は、教室に放置せず、自分で持ち歩くか、朝のうちに担任に預けてください。
- (3) 自分の持ち物には必ず記名をしてください。他の生徒のものと区別がつかなくなってしまいます。
- (4) **携帯端末（スマートフォン等）を校舎内で使用することは禁止**です。使用した場合は預かります。電源を切ってロッカーに入れておいてください。無断で何度も使用を繰り返したり、指示なく授業中に使用した場合、保護者等連絡、及び反省文等も含め、厳しく指導します。→放課後は使用可（但し指示されたマナーを守ることが条件）
- (5) **不要物（ゲーム機、化粧品、漫画、ガムなど）は持ち込み禁止**です。持ち込んだ場合は、学校で預かります。

(6) 教科書類は、認められているもの以外は教室やロッカーに置いて帰る事はできません。シューズなどの部活動の道具は各部活動の顧問の指示に従ってください。

(7) 廊下ロッカーは使用届を提出後、自身で鍵を用意した後に利用可能です。※鍵の無い状態での使用は不可。

5 校外生活

(1) **アルバイトは条件付きの届出制**です。家庭の事情等でどうしても必要な場合は、保護者等から直接担任に相談してください。家庭での管理を約束の上、アルバイト届を提出してもらいます。**1年生については入学後、前期中間考査成績確定までは禁止します。無断のアルバイトは、特別な指導の対象となります。**

(2) 外出は遅くとも午後9時までとします。9時以降の外出は保護者等の同伴が必要です。(青少年育成条例 午後11時から翌日午前4時)

6 自転車通学

(1) 西陵高校のステッカーのない自転車での通学はできません。必ず届出をしてください。

(2) 必ず**自転車保険に加入**してください。**自転車通学の条件となります。**重大な事故となり、高額の損害賠償が発生する事例が増えています。

(3) 歩行者に怪我をさせる事故が発生しています。**「二人乗り」、「歩道走行」、「並列走行」などの違反運転**が原因です。**自転車を運転する際は、基本的に車道を通行**するよう法律で定められています。

(4) **自転車事故による被害軽減(頭部を守る)のために乗車用ヘルメットの着用**に努めてください。

(5) 盗難防止のため、必ず施錠(シリンダー錠が有効)をしてください。

7 バス、地下鉄、電車マナー

(1) **車内での飲食、携帯電話の使用、席の占領、横入り、大声での会話等は迷惑行為**です。

(2) 運転手さんに「ありがとうございました」と言いましょう。本校のために色々配慮していただいています。

(3) お年寄りや身体の不自由な方などに席を譲りましょう。

8 **いじめや嫌がらせなどは、絶対に許されない行為**です。そのような行為があった場合には厳重に指導します。

9 **暴力行為も絶対に許しません。**理由に関わらず厳しく指導します。軽い気持ちで相手を叩いたり、蹴るようなことはやめてください。「そんなつもりではなかった」は通用しません。

10 反社会的行為や違法行為(飲酒、喫煙、薬物乱用、窃盗、暴行など)を行ったり、重ねて指導に従わない場合には、特別指導(謹慎等)を行います。

11 携帯端末(スマートフォン等)はルールやモラルを守って使用してください。**不適切な画像、他人の誹謗中傷などを掲載することは許されません。**LINEやTwitterなどのソーシャルネットワークに関連するトラブルも増えています。なお、北海道教育委員会が委託している専門機関による調査(「サイバーパトロール」)により、**①氏名②学校名③顔の分かる写真(友人も含む)④生年月日などの個人情報⑤部活動、クラスなどの掲載は「トラブル(悪用等)につながる書き込み**として、定期的に学校に報告されます。

12 来客や先生方とすれ違う際は挨拶をしましょう。

13 売店・自動販売機は決まりやマナーを守って利用しましょう。飲食については、教室で行ってください。

14 部活動に積極的に加入しましょう。クラスや学年を越えた仲間ができ、一生の絆も生まれます。忍耐力や集中力も身につけ、人間的に大きく成長できます。

15 家庭での手伝いをしましょう。高校に通学できるのは当たり前のことではなく、保護者等のおかげです。保護者等を助け、心配をかけないことから自立が始まります。